

第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年4月

長 崎 市

目 次

ページ

第1章 計画の概要

| | | |
|-----|-------------|---|
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 | 安全の範囲 | 1 |
| 第3節 | 計画の位置づけ | 2 |
| 第4節 | 本計画の方向性について | 2 |
| 第5節 | 計画の期間 | 2 |

第2章 計画の理念及び施策の体系

| | | |
|-----|-------|---|
| 第1節 | 基本理念 | 3 |
| 第2節 | 施策の体系 | 3 |
| | 体系図 | 4 |

第3章 犯罪の現状と取組

| | | |
|-----|-------------|----|
| 第1節 | 犯罪の現状 | 5 |
| 第2節 | これまでの取組状況 | 10 |
| 第3節 | 市、市民、事業者の責務 | 11 |

第4章 具体的な取組

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1節 | 意識づくり | |
| 1 | 自主防犯意識の啓発 | 12 |
| 2 | 規範意識の向上 | 13 |
| 3 | 安全情報等の提供 | 15 |
| 第2節 | 地域づくり | |
| 1 | 地域における連帯感の向上 | 16 |
| 2 | 地域の防犯・安全活動の促進 | 17 |
| 3 | 子どもの安全を守る取組の推進 | 18 |
| 第3節 | 社会づくり | |
| 1 | 暴力行為の根絶と追放 | 21 |
| 2 | 女性、高齢者、障害者等の安全を守る取組の推進 | 22 |
| 3 | 犯罪被害者等支援の推進 | 24 |
| 4 | 再犯防止の推進 | 24 |
| 5 | 犯罪防止に配慮した公共施設等や住環境の整備促進 | 25 |

第5章 推進体制

| | | |
|-----|-----------|----|
| 第1節 | 推進体制の整備 | 27 |
| 第2節 | 進捗状況の進行管理 | 27 |
| 第3節 | 計画の成果指標 | 27 |

| | |
|---------|----|
| 数値目標一覧表 | 28 |
|---------|----|

(参考資料)

| | |
|-------------------------|----|
| 長崎市安全・安心まちづくり推進条例 | 31 |
| 長崎市安全・安心まちづくり推進本部設置要綱条例 | 36 |
| 用語の説明 | 41 |

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

長崎市では、犯罪のない社会の実現を目指して、平成16年に「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を施行しましたが、その後平成19年に発生した伊藤元市長の銃撃事件を機に暴力追放を始めとする安全で安心なまちづくりに対する意識がさらに高まり、平成21年3月に安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定しました。以降、犯罪や社会の情勢の変化及びこれまでの取組の成果・課題を踏まえながら行動計画を改定し、自主防犯意識の高揚、官民協働による防犯活動の拡大、防犯に配慮した環境整備などの事業を展開してきました。

こうした取組により、本市の刑法犯^{*1}認知件数^{*2}は、令和2年には912件と、計画策定前の平成20年(3,502件)と比較して約26パーセントにまで減少するなど、一定の成果を上げました。

しかしながら、令和3年度以降刑法犯認知件数は増加傾向にあり、サイバー犯罪やニセ電話詐欺(特殊詐欺)などの知能犯による、犯罪の巧妙化・複雑化が見られています。また、虐待や配偶者からの暴力に係る相談は増加傾向にあり、声掛け事案も依然として発生しています。

このようななか、市民が安全にかつ安心して暮らすことができる犯罪のない社会の実現のためには、引き続き市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、連携を図りながら協働して、取り組んでいく必要があります。

本行動計画は、これまでの経緯及び現状を踏まえて、犯罪のない、安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、第5次計画として策定するものです。

第2節 安全の範囲

この計画における「安全」とは、個人の生命、身体又は財産に対して危害又は損害を及ぼす犯罪に係る安全とします。

第3節 計画の位置づけ

この計画は、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を踏まえ、安全で安心なまちづくりを総合的に推進するための計画で、上位計画となる「長崎市第五次総合計画」と整合を図るとともに、「第5次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」とも整合を図ったものとします。

第4節 本計画の方向性について

第4次計画期間において、令和3年度以降刑法犯認知件数は増加傾向にあることや、人口減少に伴う防犯活動団体の減少など担い手不足が見られるため、特に上記2点に重点をおいて第4次計画から見直しを行いました。

第5節 計画の期間

この計画の期間は、「長崎市第五次総合計画(後期基本計画)」との整合を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

| 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---------------------------|----------------------|-------|--------|--------|--------|
| 第五次 総合計画 (前期) | 長崎市第五次総合計画(後期基本計画) | | | | |
| 第4次安全・ 安心まちづく り行動計画 | 第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画 | | | | |

第2章 計画の理念及び施策の体系

第1節 基本理念

長崎市安全・安心まちづくり推進条例では、「市民が安全に、かつ安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という）を、市、市民及び事業者が一体となって総合的に推進し、もって個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現すること」を目的としています。

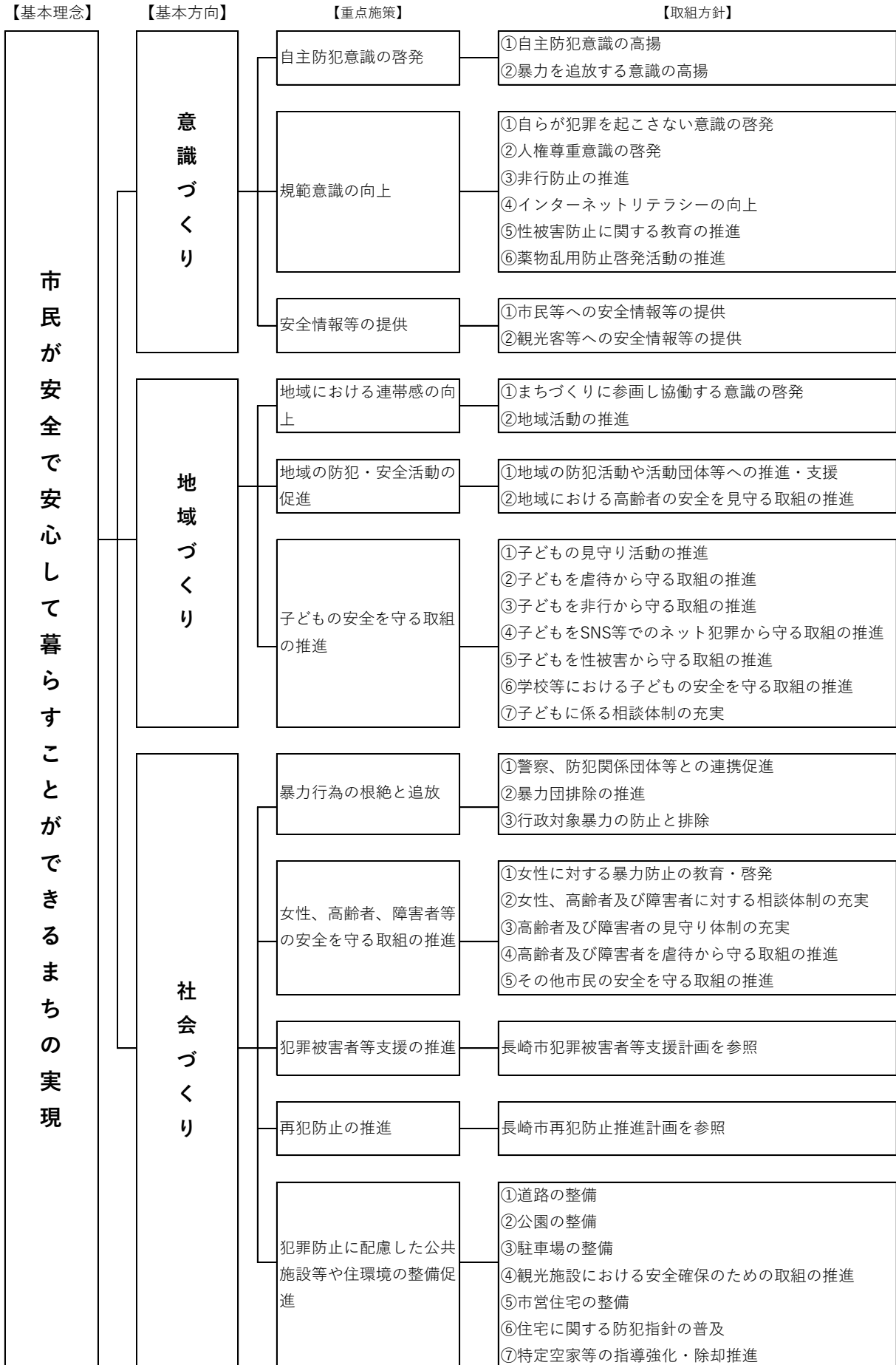
これを踏まえ、この計画における基本理念は、「市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現」とします。

第2節 施策の体系

安全で安心なまちづくりを推進するため、次の3つの基本方向に沿って重点施策及び取組方針を定め、施策の展開を図ります。

- 1 「意識づくり」…市民を対象として、「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識と「自らが犯罪を起こさない」という規範意識の高揚を図ります。
- 2 「地域づくり」…それぞれの地域において、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動の推進を図ります。
- 3 「社会づくり」…全市的な取組として、「犯罪にあわない、起こさせない」ための環境整備を図ります。

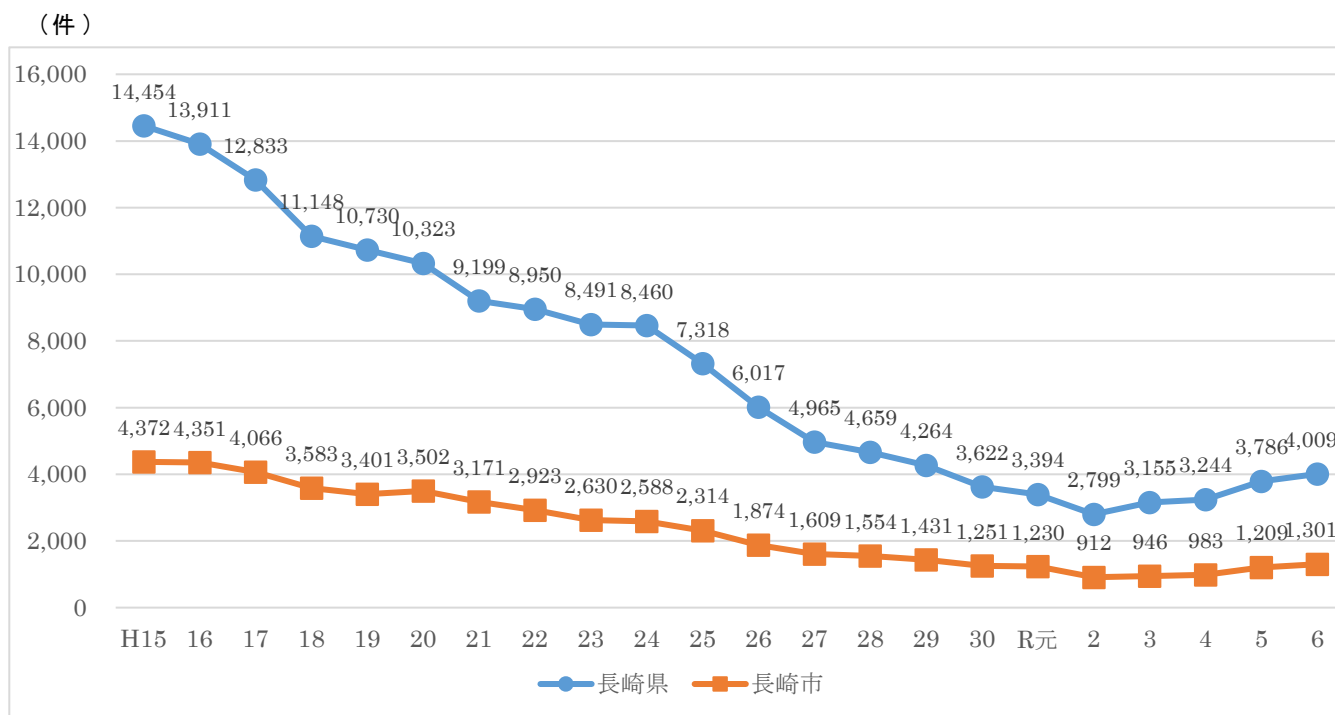
体 系 図



第3章 犯罪の現状と取組

第1節 犯罪の現状

1 刑法犯認知件数の推移（長崎県内と長崎市内の状況）



(資料：長崎県警察本部)

長崎県における刑法犯認知件数は、平成15年の14,454件をピークに年々減少しており、令和2年は2,799件となっています。しかし、令和3年度以降刑法犯認知件数は増加傾向にあり、令和6年は4,009件で、全国で低い方から5位となっています。

長崎市においても、刑法犯認知件数は長崎県と同様傾向となっており、令和6年は1,301件となっています。

2 長崎市内の罪種別刑法犯認知件数

〈長崎市内の罪種別刑法犯認知件数の推移〉

(単位：件)

| 罪種 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------|------|------|------|-------|-------|
| 凶悪犯 ^{※3} | 12 | 4 | 8 | 11 | 17 |
| 粗暴犯 ^{※4} | 103 | 92 | 116 | 164 | 166 |
| 窃盗犯 ^{※5} | 547 | 570 | 541 | 612 | 626 |
| 知能犯 ^{※6} | 81 | 108 | 122 | 201 | 243 |
| 風俗犯 ^{※7} | 14 | 14 | 24 | 35 | 50 |
| その他 | 155 | 158 | 172 | 186 | 199 |
| 総数 | 912 | 946 | 983 | 1,209 | 1,301 |

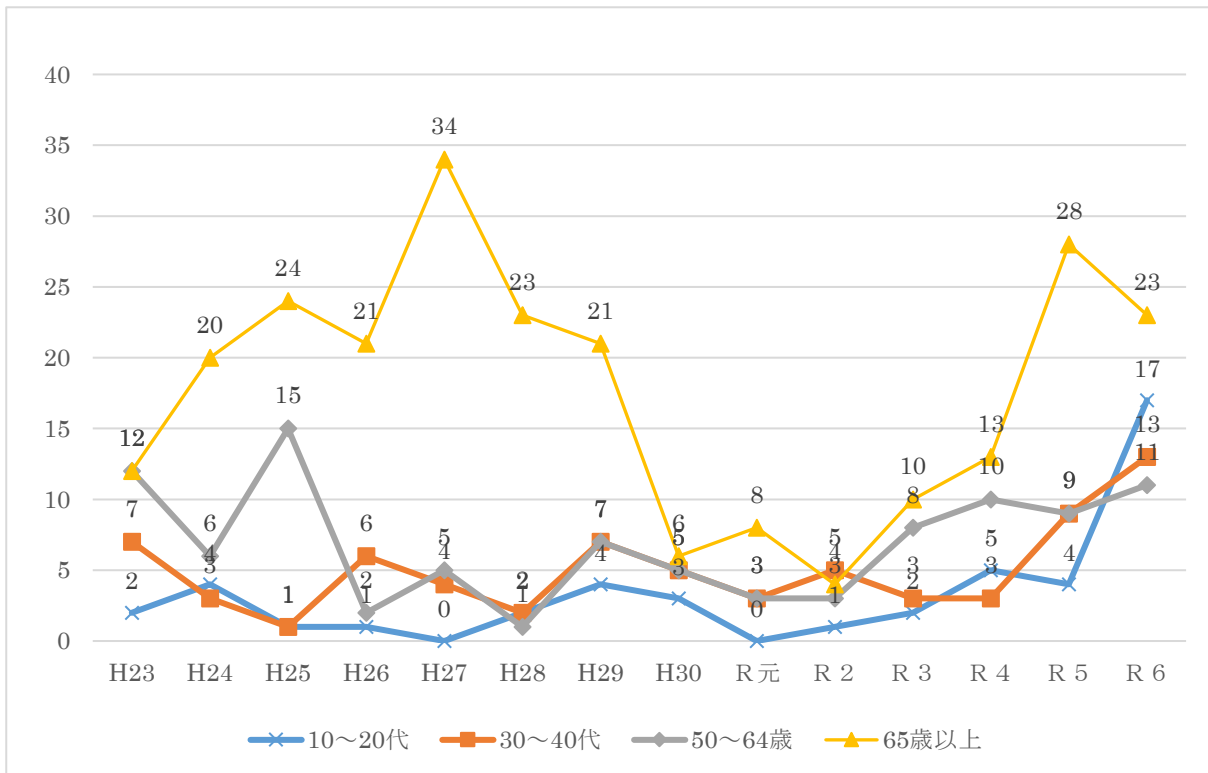
※各罪種の解説は、41ページの「用語の説明」をご覧ください。

(資料：長崎県警察本部)

過去5年間の罪種別刑法犯認知件数では、窃盗犯が最も多く平均して全体の約6割を占めており、近年知能犯が増加しております。

3 長崎市内のニセ電話詐欺被害状況の推移

＜年齢別被害件数の推移＞

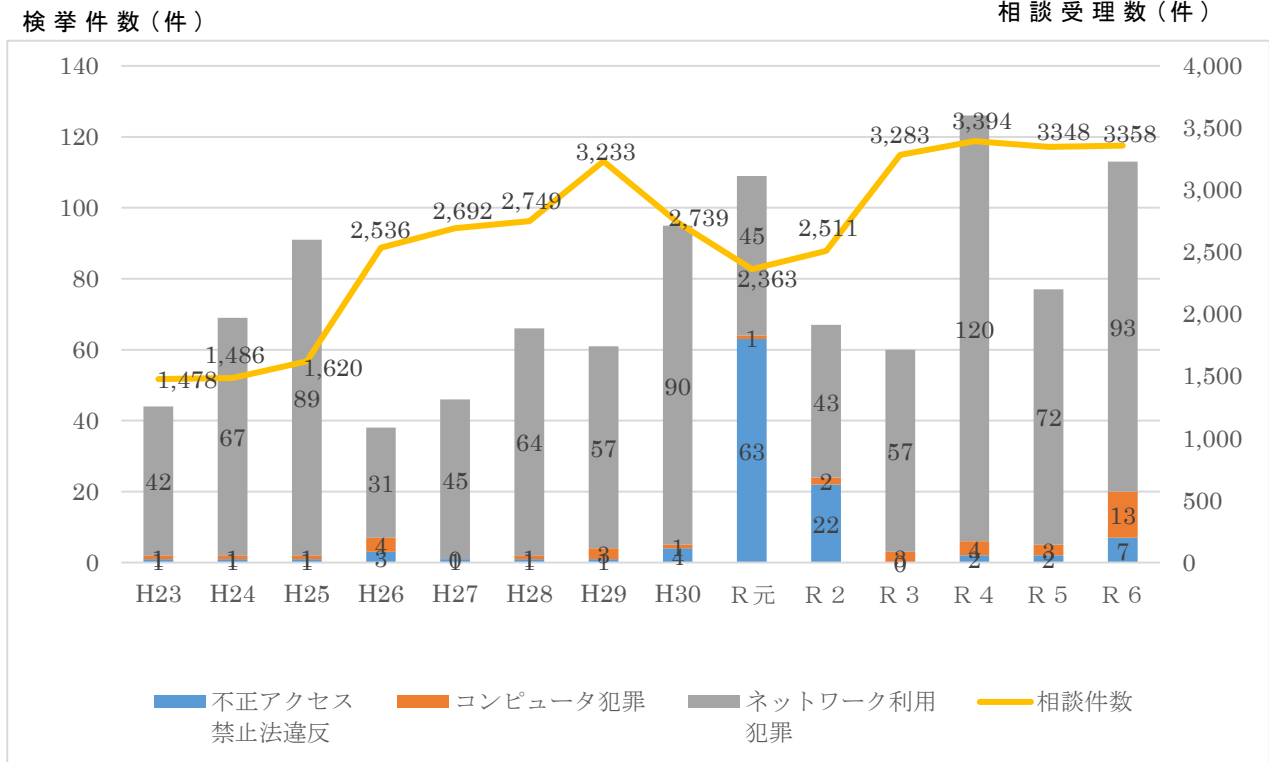


(資料：長崎県警察本部)

ニセ電話詐欺の被害件数は、一時は減少傾向があったものの、手口の巧妙化や、過去に見られた手口の被害が再び拡大することもあるなど、年々増加していることがわかります。

また、ニセ電話詐欺の被害者の年代は、一時は高齢者が多数を占めていましたが、近年は全年齢に広がりを見せています。

4 長崎県内のサイバー犯罪検挙件数及び相談受理件数の推移

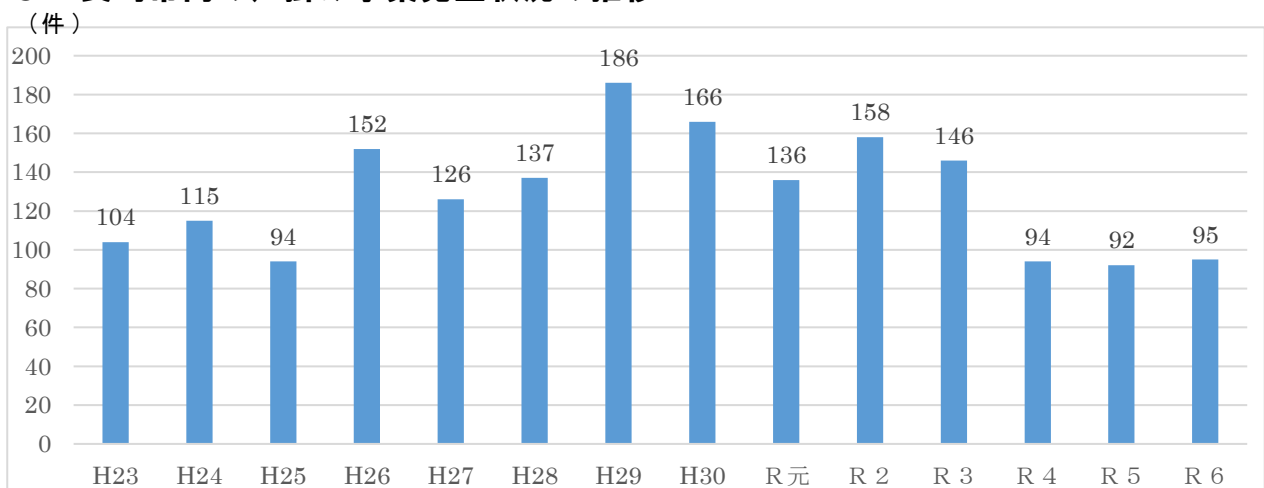


(資料：長崎県警察本部)

サイバー犯罪に関する相談受理件数は、平成26年以降、毎年2,000件を超えており、高止まりの状況で推移しています。

サイバー犯罪は、広域性・匿名性・潜在性という特性があり、年々、悪質化・巧妙化していることから、今後も注視していく必要があります。

5 長崎市内の声掛け事案発生状況の推移

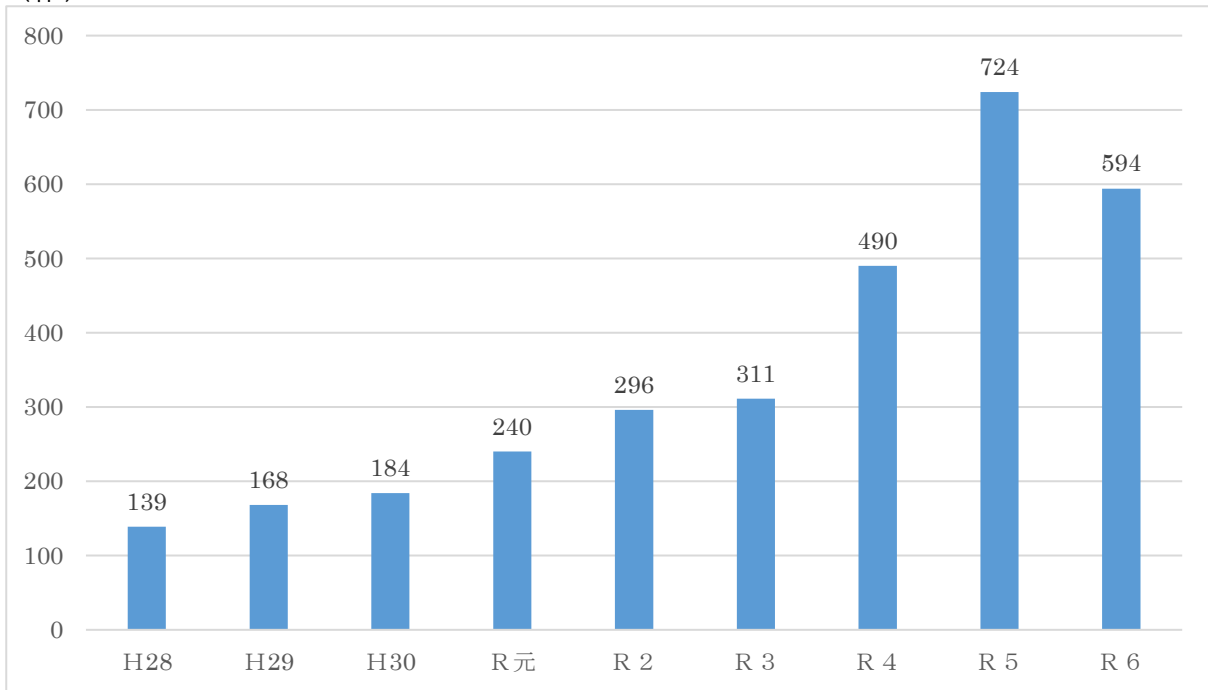


(資料：長崎県警察本部)

略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆となるものもある声掛け事案は、増減を繰り返しながら徐々に減少しているものの、油断はできない状況にあります。

6 長崎市内の児童虐待相談対応件数の推移

(件)

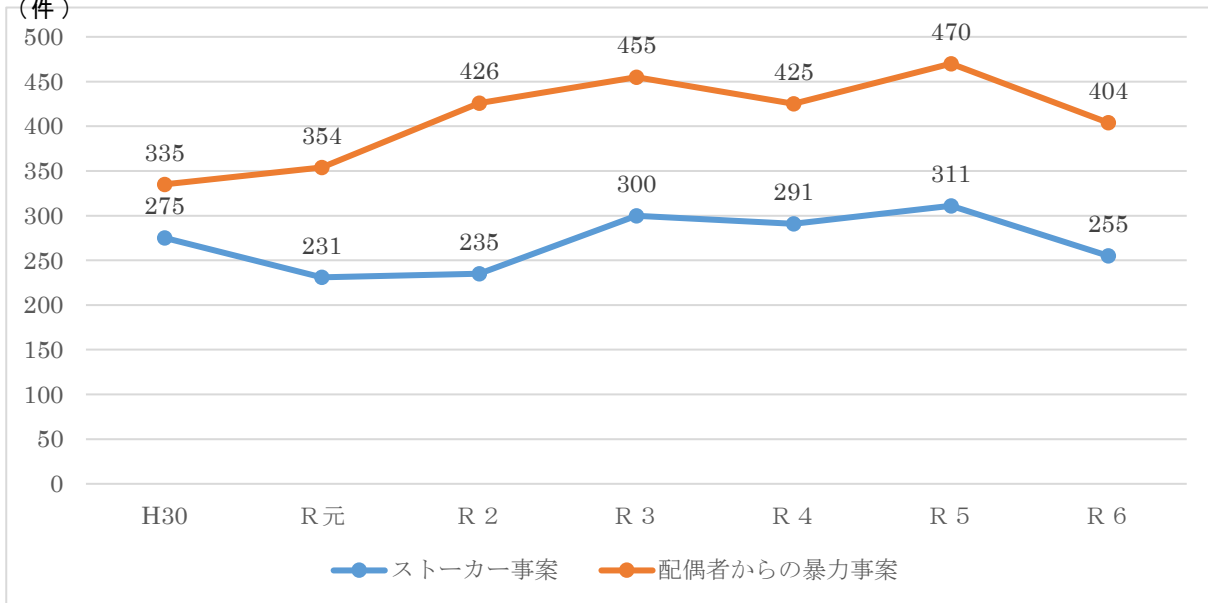


(資料：長崎市)

本市における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和5年度は過去最多の状況です。

7 長崎県内のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の相談件数の推移

(件)



(資料：長崎県警察本部)

ストーカー事案の警察への相談件数、配偶者からの暴力事案の相談件数は年によって差はあるものの、減少傾向とは言えない状況にあります。

第2節 これまでの取組状況

長崎市では、平成15年の男児誘拐殺人事件を受け、同年9月、市内に「子ども安全対策会議」を設置し、子どもの安全を脅かす事件・事故の迅速、的確な情報収集、関係機関への情報発信に取り組みました。さらに、平成16年10月には、市、市民及び事業者が一体となって安全で安心なまちづくりを推進するため、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を施行するとともに、同年11月に同条例に基づく市の附属機関として「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しました。平成17年6月には市内全小学校区（71校区）に自治会、育成協など地域住民が中心となって定期的な巡回パトロールを行う「子どもを守るネットワーク」が立ち上げられました。また、平成18年4月に安全で安心なまちづくりを推進する体制として、「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」を設置しました。

このように本市では、安全で安心なまちづくりを進めてきましたが、平成19年4月に発生した伊藤元市長の銃撃事件は、市民に大きな衝撃を与え、暴力追放を始めとする安全で安心なまちづくりに対する意識がさらに高まりました。平成20年1月に長崎市議会から暴力のないまちづくりに向けた提言（①暴力追放運動団体の発足、②暴力行為の根絶、追放に向けたアクションプランの策定、③毎年4月を「暴力追放強調月間」として設定）がなされ、平成20年4月には、地域団体、防犯活動団体、商工団体、教育機関、報道機関、行政機関などで組織する「暴力追放『いのちを守る』長崎市民会議」（令和3年4月現在、111団体）が結成され、毎年4月の「暴力追放強調月間」に開催する市民集会は、全市民的な集会として「いのち」の大切さを考え、安全で安心なまちづくりへの意識の高揚を図る場となっています。本市においては、平成21年3月に安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定し、平成25年4月には、全国的な暴力団排除の動きの中で、「長崎市暴力団排除条例」を施行し、市民、事業者及び関係団体等と連携して、暴力団排除を進めています。

また、地域においても「自分たちのまちは、自分たちで守る」という共通認識のもと、「まちの美化運動」「あいさつ運動」「巡回パトロール」「青色回転灯防犯パトロール」など、地域に応じた自主的な防犯活動の輪が広がっており、本市としても、地域の防犯力を高めるため、これらの活動への支援に努めています。

今後とも、官民連携で安全・安心の取組を行うほか、長与町、時津町と1市2町で連携した取組を行っていくことで、安全・安心なまちづくりに効果的な取組を行っていきます。

第3節 市、市民、事業者の責務

安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら協働し、取り組むことが重要であり、条例において、それぞれの責務は次のとおりとなっています。

1 市の責務

市は、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策に積極的に取り組みます。

また、施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする子ども、女性、高齢者、障害者等に配慮するとともに、長与町、時津町、県、警察、関係団体等との連携を強化します。

2 市民の責務

市民は、防犯意識等の向上や安全で安心なまちづくりへの取組に努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力することが求められています。

3 事業者の責務

事業者は、市民の安全に配慮して、所有・管理する施設等を適正に管理し、また、事業活動においても、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講じるよう努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力することが求められています。

第4章 具体的な取組

第1節 意識づくり

市民を対象として、「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識と「自らが犯罪を起こさない」という規範意識の高揚を図ります。

1 自主防犯意識の啓発

安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが「自分の安全は、自分で守る」という認識を持ち、自主防犯に関する意識を高めていくことが必要です。

(1) 自主防犯意識の高揚

広報媒体や出前講座を通じて、市民の防犯意識向上と消費者被害防止を図ることや、警察・地域包括支援センターと連携し、自治会や高齢者向けに悪質商法の対処法や被害情報を提供することで、市民一人ひとりが自主的に防犯への備えを行い、「自分の安全は、自分で守る」という意識を高めます。

(自治振興課、消費者センター、高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課等)

(2) 暴力を追放する意識の高揚

長崎市、市民、事業者、関係機関、関係団体等が一体となって、命を大切に
する思いを共有し、あらゆる暴力を追放するという意識の高揚を図ります。

(自治振興課等)

2 規範意識の向上

安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりの自主防犯意識と併せて、日常生活のモラルやルール、マナーを尊重し、自らが犯罪を起こさないという意識を高めていくことが必要です。

(1) 自らが犯罪を起こさない意識の啓発

広報ながさき、長崎市ホームページなどの各種媒体を活用して遵法意識、マナー、モラルの向上など、自らが犯罪を起こさないという意識の醸成を図るための啓発に取り組みます。

(自治振興課等)

(2) 人権尊重意識の啓発

子どもや女性、高齢者、障害者などに対する暴力や虐待、他人の個人情報や誹謗中傷のインターネット上への書き込みなど、安全で安心な暮らしを脅かす人権侵害が起きていることから、そのような人権侵害の加害者にならないよう、様々な人権課題に関する講演会や、デートDV防止授業の開催や啓発資料の作成・配布を行い、人権尊重意識の醸成を図るための啓発に取り組みます。

(人権男女共同参画室、子育てサポート課、高齢者すこやか支援課等)

| 成果指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|---------------------------|----|-----------------|------------------|
| 人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合 | % | 93.5 (令和6年度) | 97.0 (令和12年度) |
| デートDV防止授業開催数 | 回 | 25 (令和6年度) | 25 (令和12年度) |

(3) 非行防止の推進

子どもが非行に走らないよう、環境浄化活動や補導活動等を行い、子どもの規範意識を育む教育などを推進します。

(こども相談センター、学校教育課等)

| 成 果 指 標 | 単 位 | 基 準 値 | 目 標 値 |
|------------------------------------|-----|--------------------|---------------------|
| 少年補導委員の年間活動実施率 | % | 100.0 (令和 6 年度) | 100.0 (令和 12 年度) |
| 社会環境実態調査 ^{※8} 対象店舗への調査実施率 | % | 100.0 (令和 6 年度) | 100.0 (令和 12 年度) |

(4) インターネットリテラシー^{※9}の向上

デジタル化の進展に伴い、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進む中で、情報通信技術を悪用したサイバー犯罪や、悪質・巧妙化するニセ電話詐欺、SNS 型投資詐欺、SNS 型ロマンス詐欺などにあわないことや、SNS 等での誹謗中傷など、インターネット上における犯罪やトラブルの加害者にならないよう、インターネットリテラシーの向上に取り組みます。

(学校教育課、生涯学習企画課、教育研究所等)

| 成 果 指 標 | 単 位 | 基 準 値 | 目 標 値 |
|--|-----|-------------------|--------------------|
| スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でルールを決めている小中学生の割合 | % | 84.7 (令和 6 年度) | 85.0 (令和 12 年度) |

(5) 性被害防止に関する教育の推進

子どもたちが性被害の加害者や傍観者にならないよう、性に関する指導やいのちの安全教育の推進等を行い、性被害の防止に関する教育を推進します。

(学校教育課等)

(6) 薬物乱用防止啓発活動の推進

薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する意識を向上させることができるよう、関係機関と連携し、薬物乱用防止のための啓発に取り組みます。

(学校教育課、生活衛生課等)

3 安全情報等の提供

犯罪等の被害に遭わないようにするために、市民等に犯罪発生状況及び対処法等の情報を提供し、自ら有効な防犯対策を講じることができるよう支援することが必要です。

(1) 市民等への安全情報等の提供

安全・安心に対する意識を高めるため、各種広報媒体を通じて、市内の犯罪状況や犯罪対策等の安全に必要な情報を提供します。また、子どもの安全を脅かす事件・事故、不審者等の情報に対して関係機関と連携し、迅速かつ適切な情報収集を行い、子ども関連施設等に情報発信します。

(防災危機管理室、こども相談センター、自治振興課、消費者センター、高齢者すこやか支援課、学校教育課、商業振興課、各総合事務所地域福祉課等)

(2) 観光客等への安全情報等の提供

観光客等の安全を確保するために、必要な情報を入手した際にはインターネット等を使い、速やかに情報を提供します。

(観光交流推進室等)

第2節 地域づくり

それぞれの地域において、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動の推進を図ります。

1 地域における連帯感の向上

参画と協働による安全で安心な地域づくりを進めていくためには、市民がまちづくりに参画し、様々な担い手とつながりを深め、広げ、自主防犯活動につながることを重要です。

(1) まちづくりに参画し協働する意識の啓発

市民ができる範囲でできることに取り組む心がけを大切にしながら、情報を出し合い共有し、参画して協働することが重要です。安全・安心なまちづくりの実現に向け、まちづくりに参画し協働する意識の啓発に取り組みます。

(自治振興課、学校教育課等)

(2) 地域活動の推進

地域における連帯感の向上を図るため、地域における各種団体のつながりづくりを支援するとともに、美化活動や子ども会、老人クラブ等の各種活動等への地域住民の積極的な参加を推進します。

(地域コミュニティ推進室、こどもみらい課、高齢者すこやか支援課、資源循環課、自治振興課、各総合事務所地域福祉課等)

2 地域の防犯・安全活動の促進

市民が互いに見守り支えあう安全で安心な地域づくりを進めていくためには、地域の自主防犯活動の支援などに取り組み、活動を推進することが必要です。

(1) 地域の防犯活動や活動団体等への推進・支援

少子高齢化による担い手不足の中で、地域の安全・安心なまちづくりの推進を図るため、青色回転灯を装備した自動車による青色回転灯防犯パトロール活動等の地域安全活動や、防犯意識の高揚に取り組む防犯活動団体等の活動を長崎市・長与町・時津町及び長崎県警察と連携して支援します。

また、防犯カメラ等の設置といった地域で実施する、自主的な防犯活動を活性化するための支援を行います。

(自治振興課、商業振興課、こどもみらい課等)

(2) 地域における高齢者の安全を見守る取組の推進

高齢者が安全で安心して暮らすことができるよう、防災行政無線による行方不明者の情報提供や民生委員による友愛訪問の実施等、地域における高齢者の見守りの取組を進めます。

(防災危機管理室、高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課等)

3 子どもの安全を守る取組の推進

依然として子どもへの声かけ事案が発生しており、児童虐待の相談件数も増加傾向にあります。また、子どもがインターネットを介した犯罪等に巻き込まれるケースも増えています。子どもたちを犯罪等の被害から守るためには、家庭・学校・地域等が連携・協力して見守り等に取り組んでいくことが必要です。

(1) 子どもの見守り活動の推進

長崎市内の全小学校区で立ち上げられている子どもを守るネットワークによるパトロール活動を支援するとともに、地域をあげて子どもたちを守る取組を推進します。

(こどもみらい課等)

| 成 果 指 標 | 単 位 | 基 準 値 | 目 標 値 |
|---------------------------|-----|------------------|-------------------|
| 子どもを守るネットワークパトロール実施小学校区割合 | % | 100.0 (令和6年度) | 100.0 (令和12年度) |

(2) 子どもを虐待から守る取組の推進

子どもを虐待から守るため、様々な子ども関連施設等と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応などの取組や市民への啓発活動を推進します。

(子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課等)

(3) 子どもを非行から守る取組の推進

子どもを非行から守るため、教育の充実、補導活動の実施を行い、非行の未然防止及び早期発見や環境浄化活動の実施により健全な成長を妨げるような環境の改善などの取組を推進します。

(こども相談センター、学校教育課、生活衛生課等)

(4) 子どもをSNS等でのネット犯罪から守る取組の推進

インターネットの利用が年々増加するなか、SNS等を利用した誹謗中傷や詐欺など、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれる事案も発生していることから、子どもへの指導や保護者への啓発など、インターネットリテラシーの向上を図る取組を推進します。

(学校教育課、生涯学習企画課、教育研究所等)

(5) 子どもを性被害から守る取組の推進

子どもたちが性被害の被害者にならないよう、性被害の防止に関する教育や相談窓口の設置を推進します。

(学校教育課、自治振興課等)

(6) 学校等における子どもの安全を守る取組の推進

学校や通学路等での子どもの犯罪被害を未然に防止するため、施設・設備等の点検整備や防犯ブザーの使い方といった防犯訓練などに取り組みます。

また、教職員が安全教育推進研修課の開催を行うことで、子どもが安心できる環境づくりを整えます。

(こども政策課、子育てサポート課、幼児課、学校教育課、こどもみらい課、各総合事務所地域整備課等)

| 成果指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|----------------|----|-----------------|------------------|
| 安全教育推進研修会の参加者数 | 人 | 152 (令和6年度) | 160 (令和12年度) |
| 防犯ブザーの小学生所有率 | % | 88.7 (令和6年度) | 90.0 (令和12年度) |
| 防犯ブザーの中学生所有率 | % | 46.5 (令和6年度) | 50.0 (令和12年度) |

(7) 子どもに係る相談体制の充実

子どもが安全で安心して生活できるために、悩みがある際に気軽に話して心にゆとりを持つことができる相談体制や、子育てに悩む保護者が利用しやすい相談体制の充実を図ります。

(子育てサポート課、学校教育課、教育研究所等)

| 成 果 指 標 | 単 位 | 基 準 値 | 目 標 値 |
|----------------------------------|-----|-----------------|------------------|
| 児童虐待相談において適切な支援につなげた割合 | % | 88.4 (令和6年度) | 95.0 (令和12年度) |
| 教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合(小学生) | % | 91.0 (令和6年度) | 93.0 (令和12年度) |
| 教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合(中学生) | % | 90.8 (令和6年度) | 93.0 (令和12年度) |

第3節 社会づくり

全市的な取組として、「犯罪にあわない、起こさせない」ための環境整備等を図ります。

1 暴力行為の根絶と追放

暴力のない安全で、安心して暮らすことができるまちの実現は、市民共通の願いです。暴力行為を根絶し追放するためには、警察はもとより、市、市民、事業者、関係団体などがお互いに連携し、一丸となって取り組むことが必要です。

(1) 警察、防犯関係団体等との連携促進

暴力行為の根絶に向けて、情報共有や相互協力を図るため、官民一体となり警察や防犯関係団体等との連携を促進します。

(自治振興課、料金サービス課等)

(2) 暴力団排除の推進

長崎市暴力団排除条例に基づき、長崎県警察本部と連携して各種契約、指定管理者制度、生活保護、その他市の事業等の相手方から暴力団等を排除するとともに、市民等への周知・啓発に努めます。

(自治振興課、契約検査課、生活福祉1課、行政体制整備室、建築総務課等)

(3) 行政対象暴力の防止と排除

行政対象暴力に対しては、庁内において情報共有を図り、職員研修等の実施により組織的に対応するとともに、警察や関係機関との連携強化に努めます。

(自治振興課等)

2 女性、高齢者、障害者等の安全を守る取組の推進

配偶者等からの暴力事案の相談は増加傾向にあり、また、還付金詐欺の被害は高齢者に集中し、被害額も多い傾向にあるなど、女性、高齢者、障害者等は特定の犯罪の被害に遭いやすいことから、安全を確保するための特別な配慮が必要です。

(1) 女性に対する暴力防止の教育・啓発

性被害や配偶者等からの暴力（DV）の被害者は、多くの場合女性です。女性に対する暴力の防止と根絶に向けて正しい理解を深めるとともに、未然防止のための啓発を行います。

（人権男女共同参画室、学校教育課等）

(2) 女性、高齢者及び障害者に対する相談体制の充実

特定の犯罪の被害に遭いやすい女性、高齢者及び障害者が安全で安心して生活できるよう、それぞれが抱える問題等について相談しやすい体制の充実を図ります。

（人権男女共同参画室、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、自治振興課、各総合事務所地域福祉課等）

| 成果指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|-------------------------------|----|-----------------|------------------|
| DV相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合 | % | 41.1 (令和6年度) | 50.0 (令和12年度) |

(3) 高齢者及び障害者の見守り体制の充実

高齢者や障害者が安全・安心に暮らせるよう、多層的な見守り体制を構築します。徘徊時の防災無線による情報提供、配食・ごみ収集時の安否確認、協定事業所による日常的な見守り、緊急通報装置の設置など、行政と地域が連携した包括的な支援を実施。緊急時に備えた安心カードの普及も進め、地域全体で支える仕組みを強化します。

(防災危機管理室、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、自治振興課、各総合事務所地域福祉課等)

(4) 高齢者及び障害者を虐待から守る取組の推進

高齢者及び障害者を虐待から守るために、虐待に対する相談窓口を設置し、本人や虐待に気づいた人からの相談・通報に対応するとともに、各種関係機関と連携した支援を推進します。

また、心身の負担が大きい家族介護者を把握した際には個別支援を推進します。

(高齢者すこやか支援課、障害福祉課、各総合事務所地域福祉課等)

(5) その他市民の安全を守る取組の推進

(1)から(4)までの取組のほか、市民の安全を守るため必要なその他の各種取組を推進します。

(住民情報課、消費者センター等)

3 犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者等が被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添うことが必要です。

※取組については別冊「長崎市犯罪被害者等支援計画」を参照

4 再犯防止の推進

犯罪をした人のなかには安定した仕事や住居を持たない、障害があるなど、地域社会で生活するうえで様々な課題を抱え犯罪を繰り返すケースが見受けられます。犯罪をした人が、再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として生活を送れるよう支援し、市民が犯罪による被害を受けることを防止することが必要です。

※取組については別冊「長崎市再犯防止推進計画」を参照

5 犯罪防止に配慮した公共施設等や住環境の整備促進

道路、公園、駐車場等の公共施設は不特定多数が利用するため、犯罪を企てる者に機会を与えないよう、防犯に配慮した整備を進めることが必要です。

また、ひったくりや空き巣など市民生活に身近な犯罪も発生していることから、住環境においても同様に防犯への配慮が求められます。

(1) 道路の整備

車両からのひったくりや痴漢など、道路で発生する犯罪を未然に防止するため、県が定めた「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯の観点に配慮した道路の整備を進めます。

(土木企画課、土木建設課、各総合事務所地域整備課等)

| 成果指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|----------------------------------|----|-------------------|--------------------|
| 道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合 | % | 55.6 (令和6年度) | 55.6 (令和12年度) |
| 市が管理する街路灯総数 | 灯 | 42,531 (令和6年度) | 42,800 (令和12年度) |

(2) 公園の整備

公園が安全・安心で快適に利用されるため利用者ニーズの把握に努めるとともに、痴漢や連れ去りなどの犯罪行為の場所とならないよう、県が定めた「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯の観点に配慮した公園の整備を進めます。

(各総合事務所地域整備課等)

(3) 駐車場の整備

自動車盗や車上ねらいなど、駐車場で発生する犯罪を未然に防止するため、県が定めた「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯の観点に配慮した駐車場の整備を進めます。

(土木企画課等)

(4) 観光施設における安全確保のための取組の推進

観光客等が安全で安心して滞在できるよう、防犯設備の保守点検や防犯マニュアルの作成といった、防犯環境の整備を行うなど観光客等の安全確保に努めます。

(観光政策課等)

(5) 市営住宅の整備

空き巣や忍び込みなど、市営住宅で発生する犯罪を未然に防止するため、国が定めた「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」及び県が定めた「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯に配慮した市営住宅の整備を進めます。

(住宅政策室等)

(6) 住宅に関する防犯指針の普及

防犯性の高い住宅の普及を図るため、県が定めた「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を進めます。

(住宅政策室等)

(7) 特定空家等の指導強化・除却推進

特定空家等や老朽化し危険な空き家等は、住環境の悪化のほか犯罪や非行の温床にもなりやすいため、適切な維持管理の指導を継続して行うなどの環境整備等を進めます。

(建築指導課等)

| 成 果 指 標 | 単 位 | 基 準 値 | 目 標 値 |
|--------------|-----|----------------|-----------------|
| 特定空家等の年間解決件数 | 件 | 103 (令和6年度) | 100 (令和12年度) |

第5章 推進体制

第1節 推進体制の整備

安全・安心まちづくりの総合的な施策を推進するため、市長を本部長とし、副市長及び関係部局長で構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」（平成18年4月設置）において、全庁的な協力体制のもと、計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、学識経験者、関係行政機関、関係団体、市民などで構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」（平成16年11月設置）において、計画の推進及び進捗状況について、定期的に検証等を行い、効果的な事業の推進を図ります。

第2節 進捗状況の進行管理

各施策については、事業の進捗状況の把握を行うとともに、その成果の検証・評価を行うなど、適切な進行管理に努めます。

第3節 計画の成果指標

計画全体の成果指標については、犯罪発生状況により安全・安心なまちづくりを評価できると考えられる「人口10万人当たりの刑法犯認知件数」と、安全・安心なまちづくりを評価する指標の一つと考えられる「長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合」を本計画の成果指標として設定します。

| 成果指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|---------------------------------|----|-----------------|------------------|
| 人口10万人当たりの刑法犯認知件数 (犯罪率) [暦年] | 件 | 330 (令和6年) | 191 (令和12年) |
| 長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合 | % | 85.6 (令和6年度) | 90.0 (令和12年度) |

【数値目標一覧表】

| 基本方向 | 成果指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|-------|--|----|------------------|-------------------|
| 計画全体 | 人口10万人当たりの刑法犯認知件数 (犯罪率) [暦年] | 件 | 330 (令和6年) | 191 (令和12年) |
| 計画全体 | 長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合 | % | 85.6 (令和6年度) | 90.0 (令和12年度) |
| 意識づくり | 人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合 | % | 93.5 (令和6年度) | 97.0 (令和12年度) |
| 意識づくり | デートDV防止授業開催数 | 回 | 25 (令和6年度) | 25 (令和12年度) |
| 意識づくり | 少年補導委員の年間活動実施率 | % | 100.0 (令和6年度) | 100.0 (令和12年度) |
| 意識づくり | 社会環境実態調査対象店舗への調査実施率 | % | 100.0 (令和6年度) | 100.0 (令和12年度) |
| 意識づくり | スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でルールを決めている小中学生の割合 | % | 84.7 (令和6年度) | 85.0 (令和12年度) |
| 地域づくり | 子どもを守るネットワーク事業実施小学校区割合 | % | 100.0 (令和6年度) | 100.0 (令和12年度) |
| 地域づくり | 安全教育推進研修会の参加者数 | 人 | 152 (令和6年度) | 160 (令和12年度) |
| 地域づくり | 防犯ブザーの小中学生所有率 | % | 88.7 (令和6年度) | 90.0 (令和12年度) |
| 地域づくり | 防犯ブザーの中中学生所有率 | % | 46.5 (令和6年度) | 50.0 (令和12年度) |
| 地域づくり | 児童虐待相談において適切な支援につなげた割合 | % | 88.4 (令和6年度) | 95.0 (令和12年度) |
| 地域づくり | 教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合(小学生) | % | 91.0 (令和6年度) | 93.0 (令和12年度) |

| 基本方向 | 成 果 指 標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|-----------|----------------------------------|----|-------------------|--------------------|
| 地域 づくり | 教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（中学生） | % | 90.8 (令和6年度) | 93.0 (令和12年度) |
| 社会 づくり | DV相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合 | % | 41.1 (令和6年度) | 50.0 (令和12年度) |
| 社会 づくり | 道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合 | % | 55.6 (令和6年度) | 55.6 (令和12年度) |
| 社会 づくり | 市が管理する街路灯総数 | 灯 | 42,531 (令和6年度) | 42,800 (令和12年度) |
| 社会 づくり | 特定空家等の年間解決件数 | 件 | 103 (令和6年度) | 100 (令和12年度) |

(参 考 资 料)

○長崎市安全・安心まちづくり推進条例

平成16年9月30日

条例第144号

改正 平成23年7月11日条例第20号

平成27年9月30日条例第40号

平成27年12月28日条例第56号

平成29年3月23日条例第13号

令和元年9月27日条例第64号

(目的)

第1条 この条例は、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）を、市、市民及び事業者が一体となつて総合的に推進し、もつて個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行われなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらが継承されることを目的として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする高齢者、障害者、児童等に配慮しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を十分に反映させ、常に国、県その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な

連携を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、常に安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を積極的に習得するとともに、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、市民の安全に十分配慮して、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、犯罪の発生時においては、被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域安全まちづくり活動）

第6条 市民等は、自主的に又は自発的に地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に積極的に取り組み、助け合いの精神に根ざした良好なコミュニティをはぐくむよう努めなければならない。

（市民等に対する支援）

第7条 市は、市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全・安心まちづくり推進協議会の設置)

第8条 安全で安心なまちづくりを推進するため、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の所掌事務)

第9条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域安全まちづくり活動に関する事項
- (2) 学校等における児童等の安全の確保に関する事項
- (3) 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関し必要な事項

(協議会の組織及び委員)

第10条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) 防犯関係団体を代表する者
- (4) 地域活動団体を代表する者
- (5) 教育関係団体を代表する者
- (6) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (7) 産業関係団体を代表する者
- (8) 市民

3 市長は、前項第8号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平27条例40・平29条例13・令元条例64・一部改正)

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第7号までに掲げる者のうちから委嘱された

委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(平27条例40・全改、平29条例13・令元条例64・一部改正)

(協議会の会長)

第12条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第14条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(平23条例20・平27条例56・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条から第15条まで並びに第16条ただ

し書の規定は、同年11月1日から施行する。

附 則（平成23年7月11日条例第20号）抄
（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第40号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第56号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第13号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則（令和元年9月27日条例第64号）
この条例は、公布の日から施行する。

長崎市安全・安心まちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 長崎市安全・安心まちづくり推進条例（平成16年長崎市条例第144号）第3条の市の責務に基づいて、本市における安全・安心まちづくりに関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、長崎市安全・安心まちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全・安心まちづくりのための啓発促進に関すること。
- (2) 安全・安心まちづくりのための地域活動に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりのための環境整備に関すること。
- (4) その他安全・安心まちづくりの施策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部は、必要があると認めるときは、本部会議に関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第6条 推進本部に幹事会を置き、推進本部の運営について必要な事項を処理する。

2 幹事会を組織する幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、幹事長は本部長が指名する。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会を招集し、これを主宰する。

4 幹事長は、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、市民生活部自治振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

| |
|--------|
| 企画政策部長 |
| 総務部長 |
| 市民生活部長 |
| 福祉部長 |
| 市民健康部長 |
| こども部長 |
| 環境部長 |

| |
|----------|
| 経済産業部長 |
| 文化観光部長 |
| 水産農林部長 |
| 土木部長 |
| まちづくり部長 |
| 建築部長 |
| 中央総合事務所長 |
| 東総合事務所長 |
| 南総合事務所長 |
| 北総合事務所長 |
| 消防局長 |
| 上下水道局長 |
| 教育長 |

別表第2（第6条関係）

| |
|----------------|
| 防災危機管理室長 |
| 企画政策部都市経営室長 |
| 企画政策部広報広聴課長 |
| 総務部庁舎管理課長 |
| 市民生活部自治振興課長 |
| 市民生活部消費者センター所長 |
| 福祉部福祉総務課長 |
| 福祉部高齢者すこやか支援課長 |
| 福祉部障害福祉課長 |
| 市民健康部生活衛生課長 |
| こども部子育てサポート課長 |
| こども部幼児課長 |
| こども部こどもみらい課長 |

| |
|------------------|
| 環境部環境政策課長 |
| 経済産業部商業振興課長 |
| 文化観光部観光政策課長 |
| 水産農林部水産農林政策課長 |
| 土木部土木総務課長 |
| まちづくり部都市計画課長 |
| 建築部住宅政策室長 |
| 建築部建築指導課長 |
| 中央総合事務所総務課長 |
| 東総合事務所地域福祉課長 |
| 南総合事務所地域福祉課長 |
| 北総合事務所地域福祉課長 |
| 消防局予防課長 |
| 上下水道局業務部総務課長 |
| 教育委員会教育総務部総務課長 |
| 教育委員会学校教育部学務課長 |
| 教育委員会学校教育部学校教育課長 |

用語の説明

- ※1 刑法犯
刑法及び一部の特別法（暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律等）に規定される犯罪のこと（犯罪白書による定義）
- ※2 認知件数
警察において犯罪の発生を認知した事件数
- ※3 凶悪犯
殺人、強盗、放火、不同意性交等
- ※4 粗暴犯
暴力、障害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合等
- ※5 窃盗犯
窃盗、強盗、ひったくり等
- ※6 知能犯
詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職等
- ※7 風俗犯
賭博及びわいせつ
- ※8 社会環境実態調査
青少年を取り巻く社会環境の実態を把握し、青少年の非行防止及び健全育成を図るため、市内のコンビニエンスストア、書店、ビデオ店、カラオケ店、インターネットカフェなどを訪問し、少年にとって有害な環境浄化のための調査を行うもの
- ※9 インターネットリテラシー
インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のこと

第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画

長崎市市民生活部自治振興課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL 095-829-1211 FAX 095-829-1233

発行：令和8年4月
